



令和 2 年 7 月 1 7 日

## **道内初、国道での沿道飲食店等の路上利用の占用許可！**

～新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための道路管理者として路上利用支援～

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和したところです。

この基準緩和により、北海道開発局札幌開発建設部が管理する一般国道337号で**7月17日**に占用許可を行いました。

引き続き、道路管理者として新型コロナウイルス感染症対策の路上利用の支援を行ってまいります。

### < 占用許可概要 >

- 1 占用者：千歳駅前通り振興会
- 2 占用場所：一般国道337号（千歳市千代田町1丁目～6丁目地先）歩道
- 3 占用期間：令和2年7月23日（木）～令和2年9月12日（土）
- 4 占用物件：椅子・テーブル等

※ 今回の緊急措置に関する通知文書（基準）は、以下のホームページにおいて公表します。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001324.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001324.html)

### 【問合せ先】

#### < 本基準緩和に関すること >

国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311  
建設部 建設行政課 課長補佐 藤田 聡（内線 5336）  
建設部 建設行政課 上席建設行政専門官 市川 直也（内線 5949）

#### < 占用許可に関すること >

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部  
公物管理業務課長 谷坂 昭彦（電話番号 011-611-0199 ダイヤル）  
上席管理専門官 佐々木英人（電話番号 011-611-0199 ダイヤル）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

地方公共団体等と連携して申請すると

## テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様に支援するための**緊急措置**として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。



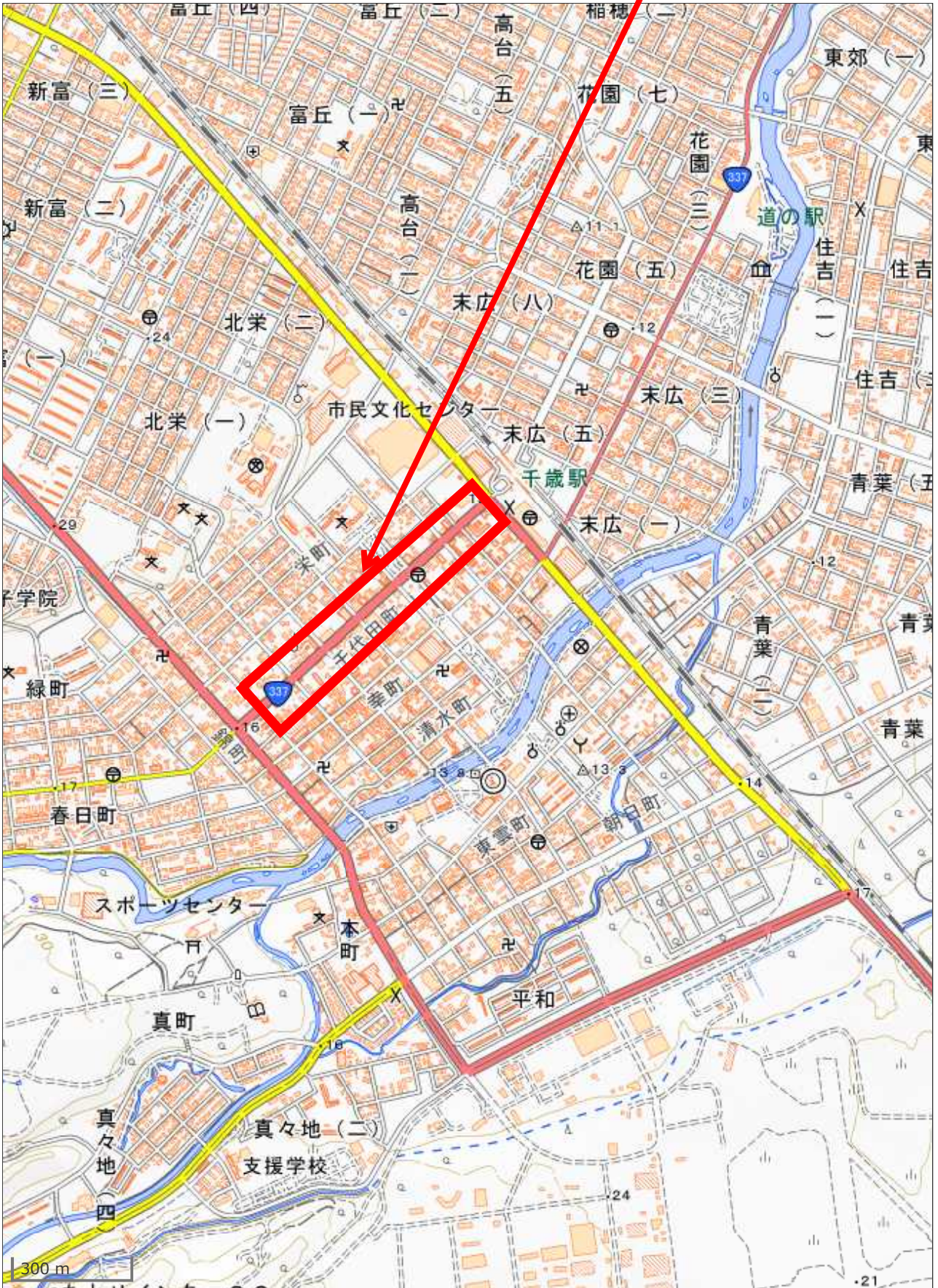
イメージ(佐賀県より提供)

### 今回の緊急措置のポイント

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること</li> <li>② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること</li> <li>③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること</li> <li>④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること</li> </ul>
主体	<p>地方公共団体又は関係団体※<sup>1</sup>による一括占有※<sup>2</sup></p> <p>※<sup>1</sup> 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など            ※<sup>2</sup> 個別店舗ごとの申請はできません。            お住まいの地方公共団体等にご相談ください。</p>
場所	<p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</p> <p>※ 歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。            ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>
占用料	<b>免除</b> (施設付近の清掃等にご協力いただけている場合)
占用期間	令和2年11月30日まで



占用箇所





# 占用物件写真(設置イメージ)

